

## 6次産業化普及促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 6次産業化普及促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林漁業者等とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体をいう。
- (2) 6次産業化とは、農林漁業者等が主体となり、生産だけでなく、農林水産物の加工又は農林水産物やその加工品の販売に取り組むことをいう。
- (3) 加工とは、農林水産物を原料として物理的・化学的変化を加えて、新たな生産物を生産することをいう。
- (4) 販売とは、直接販売や商談等により、新たな販路を開拓する取組をいう。

### (対象事業)

第3条 この要綱の規定による補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、農林業業者等自ら又は地域で生産された農林水産物の6次産業化の取組のうち別表第1の1及び1の2で定める事業とする。

### (対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、農林漁業者等が、補助事業の実施に必要となる、別表第1の1又は1の2で定める経費のうち補助金交付の対象として市長が認める経費とする。

### (補助対象者)

第5条 この要綱による補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本事業の実施により、経営の改善が見込まれる農林漁業者等とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業に要する経費の3分の2以内とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。また、補助金の額は別表1の1及び1の2に定める額を限度とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

### (補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定により、6次産業化普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前年度決算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金交付の決定及び通知)

第8条 規則第4条の規定により補助金の交付を決定した場合に行う規則第6条に規定する交付決定通知は、6次産業化普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による補助金交付の決定後、補助事業の内容又は経費の配分の変更(軽微な変更は除く。)をする場合は、必要な書類を添えて6次産業化普及促進事業補助金交付変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、6次産業化普及促進事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第10条 規則第5条第2号の承認を受ける場合の申請書は、6次産業化普及促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)によるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その中止又は廃止を適当と認めるときは、6次産業化普及促進事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(状況の報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 着手報告書

補助対象事業の着手は、原則として第11条の交付決定に基づき行うものとし、着手したときは、速やかに着手報告書(様式第9号)を市長に提出するものとする。ただし、補助事業者が交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した指令前着手届(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(2) 契約顛末報告書

補助事業者は、請負入札又は随意により契約を締結したときは、速やかにその旨を契約顛末報告書(様式第11号)にて市長に提出するものとする。

(3) 竣工届

補助事業者は、補助対象事業が竣工したときは、速やかにその旨を竣工届(様式第12号)にて市長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業が完了したときは、すみやかに6次産業化普及促進事業実績報告書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施報告書(様式第14号)

(2) 収支決算書(様式第15号)

(3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 規則第12条に規定する交付すべき補助金の額の確定通知は、6次産業化普及促進事業補助金額確定通知書(様式第16号)によるものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第14条に規定する請求書は、6次産業化普及促進事業補助金交付請求書(様式第17号)によるものとする。

2 市長は、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他事業の執行について、不正行為があったとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、事業の変更、廃止及び中止し、又は補助金の交付決定を取り消した場合において、その事業に係る補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告の徴収)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者等から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月21日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1の1（第3条関係・第4条関係・第6条関係）

事業種目	補助対象経費		補助上限額 (千円)	採択要件		
農林水産物の加工品の製造に係る新規の取組に要する経費	機械・施設整備費	(1)農林水産物の加工に必要な機械・設備及び施設の整備に要する経費 (2)農林水産物やその加工品の販売に必要な機械・設備及び施設の整備に要する経費	300	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助又は県単補助の対象となるものを除く</li> <li>・過去2年度以内に本事業補助の活用実績のあるものを除く</li> </ul>		
	機械装置リース料	農林水産物の加工に必要な機械装置又は分析等機械装置をリースした場合に要する経費				
	工具・器具費	開発に必要な工具又は器具の購入、試作、改良又は据付けに要する経費				
	原材料費	開発に直接使用する主要原料又は副資材の購入に要する経費				
	外注加工費	原材料の加工、設計等を外注する場合に要する経費				
	技術指導費	開発に当たって外部からの技術、デザイン等の指導を受ける場合に要する経費				
	共同研究費	大学等と共同で開発を行う場合に要する経費				
	分析・調査費	分析・試験・調査等を委託する場合に要する経費				
	広告宣伝費	(1)新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等マスコミ広告に係る経費 (2)ホームページの作成に係る経費				
	販促資材作成費	販売促進・販路拡大にかかる資材の作成委託に要する経費				
	出展費	(1)商談会等の出展料や、展示会場や会場の中ブースなどを借りる時に要する経費 (2)展示会の開催に関して、一定の業務をエージェントや企画会社などへ委託に要する経費				ただし、市や県の事業として出展する商談会等についての左記の経費は補助対象外とする
	会場装飾費	(1)会場やブースの装飾に関する設営や撤去に要する経費 (2)会場やブースの装飾を委託するときの経費 (3)光熱水費とその使用のための設備工事に要する経費				
	梱包運搬費	商談会等への出展に必要な資材・サンプルなどの梱包と輸送運搬に要する経費				

別表第1の2（第3条関係・第4条関係・第6条関係）

事業種目	経費区分		補助上限額 (千円)	採択要件	
農林水産物やその加工品の販売に係る新規の取組に要する経費	機械・施設整備費	農林水産物やその加工品の販売に必要な機械・設備及び施設の整備に要する経費	150	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫補助又は県単補助の対象となるものを除く</li> <li>・ 過去2年度以内に本事業補助の活用実績のあるものを除く</li> </ul>	
	分析・調査費	分析・試験・調査等を委託する場合に要する経費			
	広告宣伝費	(1)新聞・テレビ・ラジオ・雑誌等マスコミ広告に係る経費 (2)ホームページの作成に係る経費			
	販促資材作成費	販売促進・販路拡大にかかる資材の作成委託に要する経費			
	出展費	(1)商談会等の出展料や、展示会場や会場の中ブースなどを借りるときに要する経費 (2)展示会の開催に関して、一定の業務をエージェントや企画会社などへ委託に要する経費			ただし、市や県の事業として出展する商談会等についての左記の経費は補助対象外とする
	会場装飾費	(1)会場やブースの装飾に関する設営や撤去に要する経費 (2)会場やブースの装飾を委託するときの経費 (3)光熱水費とその使用のための設備工事に要する経費			
	梱包運搬費	商談会等への出展に必要な資材・サンプルなどの梱包と輸送運搬に要する経費			